

解任理由

- 一、船長トシテ、技術不熟練ノ為
- 二、船主ノ服ヲ盗ンテ決舟シ（俗ニ言フガンガラ）其料金を着服ニタルコト發覺シタル為

昭和五年八月二十二日
152

警視第ニハ三ニ號

昭和五年八月二十二日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿

三田徳田清志ノ勞働爭議ニ関スル件（第三報）

要旨

組合側ハ全組合員擁護為事業主ヲ糾弾スヘシト二十日三田徳田清志労働會ヲ開催シ阿部澄知
外七名擁護アリタルヲ論旨種便ニテ相背感動アリ

標記勞働爭議其後ノ状況ヲ記シ通

記